

その2

(田村氏) ありがとうございます。さて、ここからは第二部になります。野村先生、どんな内容になるのでしょうか。

(野村氏) そうですね。この第二部は事業モデルの意義や可能性について、まずは政策の課題について文部科学省専門官でいらっしゃる中平さんから。そして障がいのある方のスポーツの課題については同志社大学の藤田先生から。そして地域での社会福祉の課題については地元福井県社会福祉協議会の永松さんから。レクリエーション運動の課題については福島県レクリエーション協会および全国福祉レクリエーションネットワークの立場で佐藤さんから、それぞれお話を伺いたいと思っております。

(田村氏) それでは早速、文部科学省、スポーツ青少年局、スポーツ振興課、専門官の中平公士さんから政策の課題について伺います。どうぞよろしくをお願いします。

(中平氏) ただいまご紹介にあずかりました文部科学省の中平と申します。本日は文部科学省が今年度から行う、健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業の取り組みを新しく行う理由について、政策的観点からご説明をしたいと思います。

大きな視点としては二つあります。まず第一点目はスポーツ基本法、第二点目としてスポーツ基本計画の説明をいたします。

まず、スポーツ基本法とは何ぞやと言いますと、スポーツに関して基本理念を定めたものでございます。国および地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力等を明らかにしたものであって、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。平成23年8月24日から施行されました。

本日のシンポジウムのテーマとも密接に関連する条文としては、第二条にある基本理念の部分が非常に密接に関連しております。第二条の3項と5項を見てみたいと思います。第二条3項には、スポーツは人々がその居住する地域において、身近に親しむことができるようにするといったような事や、第5項には、スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類および程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない、ということが書いてあります。この二つから導き出されるものとしては、人々がその居住する地域において、障がいの有無に関わらずスポーツに身近に親しむことができることが要請されていると言えます。

他の条文については、ネットで調べてみていただければと思います。

スポーツ基本計画についてご説明をいたします。スポーツ基本計画とはスポーツ基本法

に基づいて策定されますスポーツに関する基本的な計画です。これは今後 10 年間の基本方針と、現状と課題を踏まえた今後 5 年間の計画として、平成 24 年 4 月から実施されているものです。

中身の概略を見ると、スポーツを通じて目指す社会の姿として 5 つの項目を挙げています。国際的な信頼を勝ち得るとか、社会経済の活力を得る、青少年の健全育成に資する、地域社会の再生に資する、健康の保持増進に資するといったもの、社会を目指すに当たって下部の丸がついている七つの柱で推進していくことになっています。この七つの柱全てにかかるものとして、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が関心適正等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境の整備を図るとされています。まさに本シンポジウムで考えるのは、その障がいの有無に関わらず、皆さんがスポーツを楽しめる社会を創ることが要請されていると言えます。

具体的な記述を見るといろいろと挙げていますが、本日のシンポジウムに密接に関わるものとして 2 にある「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の、更に一つ目の丸、「地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握し、必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品、用具等の開発、実践研究を推進といったようなものが書かれていまして、これが日レクさんをお願いをしている実践研究事業によって成果が期待されていると言えます。

スポーツ基本計画については大部で、他にもいろいろと記述がありますので、ぜひネットで調べてみていただければと思います。

最後にまとめますと、スポーツ基本法第二条 5 項 「スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類および程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進されなければならない」というのが基になって、「スポーツ基本計画において国および地方公共団体は地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握し、必要な運営上、指導上の留意点に関する手引きや新しい種目、用品、用具の開発、実践研究を推進する」という記述があります。これを達成するための事業として平成 24 年度から健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業に取り組んでいるということです。その一貫として本日のシンポジウムがあるということです。以上で終わります。

(野村氏) 中平さん、どうもありがとうございました。本当にこのスポーツ基本法の中に障がいのある方のスポーツに関する事がしっかりと明記されたのは、大きな事だと思います。皆さんもロンドンでのパラリンピックのこともよくご覧になっておられたと思いますので、今後一層、益々理解が深まると思っております。

(田村氏) それでは続きまして障害者スポーツの研究をされている同志社大学の藤田紀昭先生に障害者スポーツの課題について伺います。お願いいたします。

(藤田氏) 同志社大学の藤田と申します。よろしく申し上げます。私からは「障害者のスポーツ活動の普及促進の課題」、そして今回のこの事業がそういった課題に対してどういう可能性を持っているかについて調査結果に基づいてお話をしていきたいと思っております。

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションに参加しやすくなるためには、これまでどどちらかというとならば障がいのある人は障害者スポーツセンターでスポーツをやれば良いという形が一般的でした。しかし、先ほどの中平さんのお話にもあったように、居住する地域でスポーツに参加できることが非常に重要になってくる。そのことが障がいのある人のスポーツの参加率を挙げることに繋がると思っております。その居住地でのスポーツ参加の受け皿として、総合型地域スポーツクラブは重要な資源ではないかと考えております。その総合型地域スポーツクラブで障害者の受け入れが進むということは、障がいのある人のスポーツ参加に大きなインパクトがあると考えられます。

今回の調査はこの事業の一環として行われています。全国47都道府県の総合型地域スポーツクラブにアンケート調査を行った中間報告になります。

そこから分かったことですが、総合型地域スポーツクラブでの障害者の受け入れ状況について見ると、現在参加していると答えた所が約3割、29.2%。過去に参加していた所が12.3%。合わせて415%のクラブが既に障がいのある人を受け入れていることが分かりました。ここでは実際に障がいのある人を受け入れて、障がいのない人も一緒にそのクラブにいますので、交流が始まっていると言えます。逆に、半分以上のクラブではまだ障がいのある人の受け入れが進んでいない。それはニーズがないとか、様々な状況があると思っておりますが、そういった経験をしていないクラブが半分以上あるということです。そういったクラブで障がいのある人を受け入れるための課題として何があるかを聞きました。

下の図を見ていただければ分かりますが、課題として一番多かったものが、障害者に対応できる指導者の確保。指導者が重要だということです。二番目に出てきたのが障害者スポーツに関する知識の習得、体験、情報の収集が課題として挙げられています。

こうした課題に対して今回の事業、交流イベントが持っている可能性はどういうものがあるかをまとめてみました。ここには4つ挙げておりますが、一つ目は障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの場の提供です。居住地の近くでスポーツができるという場が提供される可能性がるとということです。

二つ目はちょっとした配慮で障がいのある人の受け入れが可能になるということです。いろいろな人、指導者も含め、スタッフ、ボランティア、そういった人が実体験をすると

いうことになります。そういう意味では障がいのある人も指導できる指導者あるいは支援者がこの事業を通して養成されることが挙げられます。

三つ目として、ちょっとした配慮が新たなプログラムの開発に繋がる。様々な配慮をしなければ障がいのある人はスポーツに参加できないこともあります。そういった事が新しいスポーツを創ることに繋がっていくと思います。よく、参加するスポーツ、見るスポーツ、最近では支えるスポーツと言われますが、新しい概念、創るスポーツに結び付く可能性がると思います。

四つ目として、スポーツや運動が苦手な人とか、これまで敬遠してきた人達への指導や普及に繋がるのではないかと。障がいのある人に対してきちんとスポーツの指導ができたり、あるいはそういった人に魅力的なプログラムを創ることができれば、障がいがないのだけでもスポーツが苦手だ、嫌いだという人にも、もしかしてこれは魅力的なプログラムになる可能性があります。そういった意味では、現在の総合型地域スポーツクラブがいろいろな所で会員が増えないとか運営で困難があるという所が多いようですが、そういったクラブの基盤の強化。これまでスポーツをしてこなかった人呼び込むことでクラブの基盤強化やスポーツ実施率の向上にも繋がると考えております。以上です。

(野村氏) 藤田先生、どうもありがとうございました。今藤田先生のほうで調査されている実態調査に基づいてご報告をいただきました。この話題については後ほど取り上げさせていただきますと思います。

(田村氏) つづきまして福井県社会福祉協議会事務局次長の永松真さんから社会福祉から見た課題について伺います。永松さんはここ福井県で車椅子マラソンなどの事業を手掛けてこられました。それでは永松さん、お願いいたします。

(永松氏) 皆さんこんにちは。地元福井県社会福祉協議会の永松と申します。ようこそ福井へおいでいただきました。ありがとうございます。ぜひ福井の経済効果が上がりますよう、お手伝いをいただきたいと思います。今、甘エビが旬ですので、夜は甘エビでよろしく申し上げます。

私は福祉の立場でお話をいたしますが、福祉についてどういうイメージを思い浮かべる人が多いでしょうか。いろいろあると思います。全体に、今現在の福祉は地域福祉という言葉を使っていますが、実は制度によるサービスを利用するだけではなくて、地域の人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりする関係、その仕組みを作ること私どもはやっています。そして福祉で町づくりをしたいという思いがあります。障がいの関係で申しても、その方々の個性を尊重しながら、自立した生活を送ることができ、そのうえで我々健康な者もハンディキャップを持っている者も、お互いにその不足を補いながら共同できる地域社会を作ろうという事が地域福祉の前提です。ただ、これは福祉分野だけでできることではございません。いろいろな分野と連携することがポイントだと思います。

そこで、障害者スポーツについて言いますと、きっかけづくりだろうと思います。多くの障がいのない方、ある人との交流の機会がまだまだ少ない。特に障害者スポーツに関しては少ないと思います。そのことが少なからずとも、障がいとか、障がいを持っている者に対する理解の不足に繋がっていると思っています。よく、講座や学習会などの福祉教育はやっていますが、スポーツやレクリエーションといった楽しめるプログラム。そこで出会い、またきっかけを作るという事業はバリエーションを広げられる。そういう意味からも、大きな意味があると思っています。我々福祉分野の事業も、もう少し幅広い視点での組み合わせが必要だと考えています。

障がいについてあるなしにかかわらず、相互理解を我々は進めていかなければいけないと思っています。共に楽しみ、よろこびを分かち合うことを狙いをしている。これは当たり前ですが、どうしても障がいのある人となない人では、障がいのある人は支えられる側、障がいのない人は支える側の関係になりやすい。福祉というと、どうしても弱い立場の方を云々という関係になると思います。別に障がいのあることができないとか援助が必要ではございません。障がいがあると全てができないわけではなくて、障がいのない人、健常者と同じように、場合によっては障がいのない人よりも優れてできる事もありますし、私どもも、ハンディキャップを持っている方から教えられる事がたくさんあります。場合によっては障がいのない人、我々よりも優れていることがございます。先ほど野村先生がおっしゃいましたが、今年、ロンドンでパラリンピックがございました。この福井県からも陸上の車椅子レースに一名が出ております。その方も我々が始めた車椅子マラソン大会を通じて最初はレクリエーション的なものでしたが、それが競技スポーツに変わって、今ではパラリンピックの代表者になったケースもあるのです。そういう意味では机上の学習だけではなく、実際の体験を通すことが大事です。それが障がいの理解や障がいのある人との相互理解を大きく進めることに繋がると考えています。楽しむ要素が大きなレクリエーション活動は、そういう関係が築きやすい特性があると私は思います。以上です。

(野村氏) 永松さん、どうもありがとうございました。やはり福祉の分野からご覧になってもスポーツ・レクリエーション活動の一つのきっかけづくりとして、地域でお互いに共に楽しみ、喜びを分かち合いというような十分な窓口になり得るといふ、新たな可能性についてお話をいただけたと思います。

(田村氏) それでは続いて、レクリエーション運動の課題から、福島県レクリエーション協会と全国福祉レクリエーションネットワークの佐藤善也さんをお願いいたします。すでに今月上旬に事業を実施されたということですので、それを踏まえてのお話をお願いいたします。

(佐藤氏) はい。皆さんこんにちは。佐藤善也でございます。福祉レクリエーションネットワークの立場で、障がいのある方々との活動にずっと関わってまいりまして、また福島県

レクリエーション協会の立場でこの事業に9月1日に挑戦してみて感じている課題という部分からは、この事業で大事だと思うことはネットワークだと、強く思うところがございます。福島のケースで言えば、ここ10年ぐらい、お互いに講習会の講師などを務めてきた福祉レクリエーションネットワークと障害者スポーツ協会が、この事業に挑戦する推進役になってまいりました。そういう部分でのネットワークという意味です。また、そういうネットワークを活かして事業を進めて行くと、レクリエーションのインストラクターの学習の中であった、市民サービス型事業というような、地域のレクリエーション運動を展開していく方法が確立されていく可能性も、この事業の中で感じてまいりました。それが一つです。

もう一つは福祉レクリエーション・ワーカーという資格を持っているメンバーが私達の中にはたくさんいるのですが、福祉レクリエーション・ワーカーの多くは施設で活躍をしております。でも、この事業に挑戦することで、福祉おくもレクリエーション運動の担い手として地域の福祉の事業や地域の障害者の事業とか、そういう人達との豊かな関わりを作っていくことに関わって行けるという道を、新しい挑戦の道を示したと感じています。以上です。

(野村氏) 佐藤さん、どうもありがとうございました。実際に9月に事業モデルを一つやってみましたので、またそのへんのところをお話をいただければと思います。ありがとうございました。

(田村氏) ここまでの第二部では政策、障害者スポーツ、地域福祉、レクリエーション運動の4つの方面から課題を挙げていただきました。

(野村氏) 只今の二部のところ、4名の方からそれぞれのお立場で、それぞれのお話をいただきました。やはり、障がいのある方もない方も一緒にというのは、言うのは簡単ですが、実際にやるとなると、なかなかいろいろな課題に直面すると思っています。でも、先ほど冒頭のスライドで金村さんのレクリエーション・ライフをご紹介しましたが、本日は金村さんご本人におこしいただいております。ご紹介いたします。金村さんです。

(田村氏) こんにちは。

(金村氏) よろしくお願ひします。

(田村氏) お願ひいたします。

(野村氏) 実際に障がい当事者として、レクリエーション・ライフを楽しんでおられる金村さんとしては、今の二部のお話をどのようにお感じになりましたか。

(金村氏) はい、もっともっと障がいのある人に企画やイベントスタッフとして、主人公としてぜひ活躍してほしいと感じました。自分もそうなのですが、周囲に支えてもらって障がいに向かい合ってきた。そうしている中で、いつのまにか支えられることに慣れてしまう。当たり前になってしまうことがあったのです。その事がこの事業を通して企画するときにはぜひ障がいのある方が、自分の考えや気持ちを表してもらって、参考にしてもらえたら良いと思います。交流するときも、当事者ならではの見方、気配りがあると思います。ぜひ、大切にさせていただけたらと思います。この事業は、自分が積極的に関われば、事業がどんどん良くなるということを実感できると思いますので、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションの支える側になりやすい事業だと思います。ぜひ参加して行ってほしいと思います。

(野村氏) ありがとうございます。金村さんはご自身が途中で障がいのある状態になっても、受容されて、今では支える側になられていますが、まだまだ障がいのある方がたくさんおられて、そういった支える側に出ない方もいらっしゃると思いますが、どのような事を声掛けされたいですか。

(金村氏) はい。やはり最初の一步はとても勇気がいるのですが、そこを勇気を持って一步踏み出すと良い出会いに恵まれるのではないかと思います。だからその勇気をぜひ持っていただきたいと思います。

(野村氏) その一步を踏み出すためにこうした障がいのある人もない人も一緒にスポーツ・レクリエーション活動をという事業はやはり大きく役に立つとご自身は思われますか。

(金村氏) はい、とっても期待しています。

(野村氏) ありがとうございます。

(田村氏) ありがとうございます。

(野村氏) 金村さんでした。どうもありがとうございました。